

## 議案第 2 4 号

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 略

2 略

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第6項において同じ。）をしないことを承認しなければならない。

4 略

5 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 略

2 略

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第5項において同じ。）をしないことを承認しなければならない。

4 略

には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならぬ。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

6 略

(無給休暇)

第17条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 介護時間 職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内

5 略

(無給休暇)

第17条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間

<p>において必要と認められる期間</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>介護時間</u> <u>要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</u></p> <p>3 <u>介護休暇、子育て部分休暇及び介護時間</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>3 <u>介護休暇及び子育て部分休暇</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
---	---

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第6項</u>において同じ。）をしないことを承認しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人事委員会規</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第5項</u>において同じ。）をしないことを承認しなければならない。</p> <p>4 略</p>

則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

6 略

(無給休暇)

第15条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 介護時間 職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超え

5 略

(無給休暇)

第15条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認めら

ない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内  
において必要と認められる期間

(2)・(3) 略

(4) 介護時間 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続  
する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る  
指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき  
2時間の範囲内で必要と認められる期間

3 介護休暇、子育て部分休暇及び介護時間については、職員の  
給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない  
1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当た  
りの給与額を減額する。

4～6 略

れる期間

(2)・(3) 略

3 介護休暇及び子育て部分休暇については、職員の給与に関す  
る条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につ  
き、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額  
を減額する。

4～6 略

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p><u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組によって養親となることができない者とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>



第2条の3 略

第2条の2 略

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。